

## ◆ 遠別町保健福祉職等職員修学資金貸付のご案内 ◆

遠別町では、保健福祉職等（保健師、理学療法士及び社会福祉士）として遠別町に勤務を希望する方を対象とした修学資金の貸付を行っています。

貸付対象	遠別町に勤務を希望する方で、保健福祉職等（保健師、理学療法士及び社会福祉士）を養成する法の規定に基づく学校又は養成施設において修学中の方。
貸付金額	在学期間中 月額 40,000円 ※ 利息はかかりません。
返還債務	次のいずれかに該当する場合には、貸付した修学資金の返還債務を免除します。 (1) 養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに当該養成施設卒業の資格に係る保健福祉職等の免許を取得し、当該免許取得後速やかに遠別町の職員として保健福祉職等の業務に従事した期間が、修学資金の貸付を受けて修学した期間に達したとき。 (2) 保健福祉職等の業務に従事する期間中に当該業務上の事由により死亡、または当該業務に起因する心身の故障のため保健福祉職等の業務を継続することができなくなったとき。 ※ <u>養成施設を退学した場合や、免許取得後速やかに遠別町の職員として保健福祉職等の業務に従事しなかったとき、修学資金の貸付を受けて修学した期間に達しないうちに退職した場合は、貸付した修学資金を返還しなければなりません。</u>
申請方法	申請書に必要事項を記載の上、次の書類を添えて提出して下さい。申請の際には、連帯保証人が2名必要となります。 (1) 履歴書 (2) 戸籍謄本 (3) 健康診断書 (4) 申請者の在学する在学証明書または入学を証する書類 (5) 連帯保証人の印鑑証明書 ※ その他、必要と思われる書類があった場合は、提出を求めることがあります。
貸付決定	申請書等の内容を審査し、書面で通知します。
その他	貸付が認められた方であっても、既に保健福祉職等職員の充足が得られている等の条件によっては、業務への従事を保証するものではありません。この場合でも、貸付した修学資金の返還が必要となります。
お問合せ	遠別町役場 総務課総務係（電話：01632-7-2111）